（六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物の技術上の基準）

第十二条　六ふつ化ウランを第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物は、当該核燃料輸送物の経年変化を考慮した上で、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

2　原子力規制委員会の定める量以上の六ふつ化ウランが収納されている核燃料輸送物（以下「六ふつ化ウラン輸送物」という。）にあつては、前項の基準に加え、当該六ふつ化ウラン輸送物の経年変化を考慮した上で、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。

［一～四　略］

3　［略］

（容器承認書）

第二十二条　原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る輸送容器が第三条から第十二条まで及び第十四条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合していることについて確認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

［一～八　略］

九　その他特記事項

別記様式第３（第21条関係）

容器承認申請書

［略］

［１～６　略］

７　その他特記事項

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二　核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（技術上の基準） **第二条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第五十七条の七第四項に規定する技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、核原料物質を使用する者で原子力規制委員会の定めるものについては、第六号から第十号までの規定は、適用しない。 ［一～十一の二　略］ 十二　核原料物質の運搬は、次に定めるところにより行うこと。この場合において、当該核原料物質及び当該核原料物質を収納した容器の経年変化を考慮しなければならない。 ［イ～チ　略］ 十三　［略］	（技術上の基準） **第二条**　［同上］ ［一～十一の二　同上］ 十二　核原料物質の運搬は、次に定めるところにより行うこと。 ［イ～チ　同上］ 十三　［同上］
（六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物の技術上の基準） **第十二条**　六ふつ化ウランを第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物は、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。 ［一・二　同上］ 2　原子力規制委員会の定める量以上の六ふつ化ウランが収納されている核燃料輸送物（以下「六ふつ化ウラン輸送物」という。）にあつては、前項の基準に加え、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。 ［一～四　同上］ 3　［同上］ （容器承認書） **第二十二条**　［同上］ ［一～八　同上］ ［号を加える。］ **別記様式第３**（第21条関係） 容器承認申請書 ［同上］ ［１～６　同上］ ［加える。］ ［同上］	（六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物の技術上の基準） **第十二条**　六ふつ化ウランを第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該六ふつ化ウランに係る核燃料輸送物は、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。 ［一・二　同上］ 2　原子力規制委員会の定める量以上の六ふつ化ウランが収納されている核燃料輸送物（以下「六ふつ化ウラン輸送物」という。）にあつては、前項の基準に加え、次に掲げる技術上の基準に適合するものでなければならない。 ［一～四　同上］ 3　［同上］ （容器承認書） **第二十二条**　［同上］ ［一～八　同上］ ［号を加える。］ **別記様式第３**（第21条関係） 容器承認申請書 ［同上］ ［１～６　同上］ ［加える。］ ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。